

I 令和5年度（2023年度） 市町村決算の概要（確報値）について

1. 普通会計決算の概要 P1 ～ P7
2. 地方公営企業会計決算の概要 P8 ～ P13

II 令和5年度（2023年度） 市町村決算に係る健全化判断比率等の 概要（確報値）について

1. 健全化判断比率 P14～ P15
2. 公営企業の資金不足比率 P16

III 令和2年7月豪雨被災市町村の状況について （特定地方公共団体のみ）

1. 普通会計 P17
2. 公営企業会計 P18

IV 用語の説明

1. 普通会計 P19
2. 公営企業会計 P20
3. 健全化判断比率 P21
4. 資金不足比率 P22

担当：熊本県総務部市町村・税務局市町村課（財政班）
TEL：096-333-2107
FAX：096-384-6561

I 令和5年度（2023年度）市町村決算の概要（確報値）について

[注意事項]

- 県内市町村（14市23町8村計45市町村。政令指定都市である熊本市を含む。）の普通会計の決算額及び公営企業会計（一部事務組合及び公営企業型地方独立行政法人が経営するものを含む。）の決算額をまとめたもの。
- 本資料の図表中の数値は、表示単位未満の四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

1. 普通会計決算の概要

(1) 決算規模及び実質収支

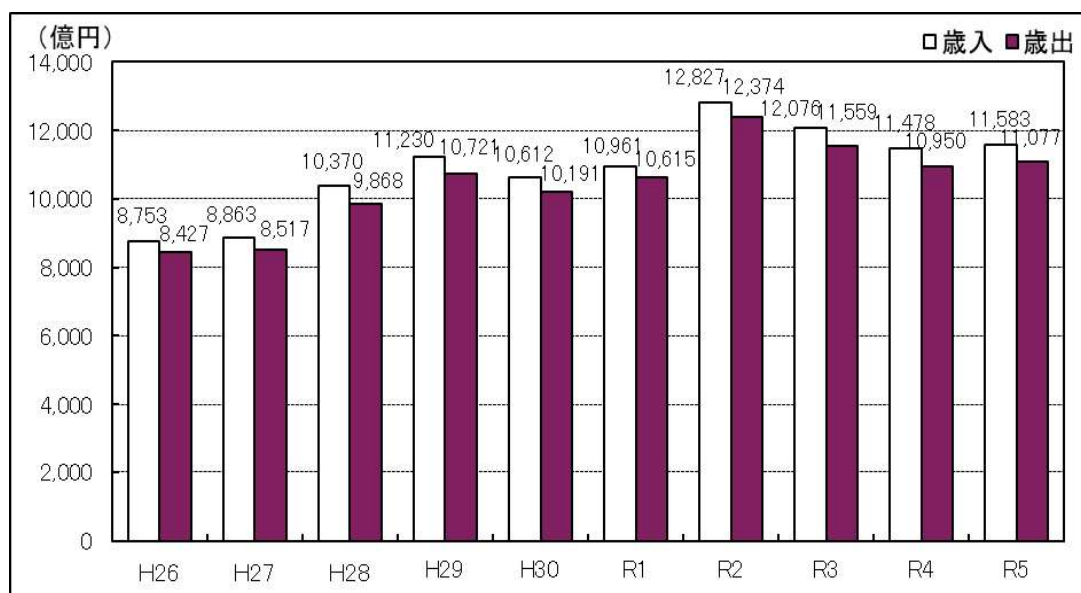
- 歳入** … 歳入総額は、1兆1,583億円と前年度と比べて増加した。
(前年度比106億円増、0.9%増)
- 歳出** … 歳出総額は、1兆1,077億円と前年度と比べて増加した。
(前年度比127億円増、1.2%増)
- 実質収支** … 実質収支は、359億円の黒字で、全団体が黒字であった。

表1 決算収支

(単位: 百万円、%)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	対前年度増減率		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入総額 A	1,207,625	1,147,768	1,158,324	▲ 5.9	▲ 5.0	0.9
歳出総額 B	1,155,905	1,094,991	1,107,678	▲ 6.6	▲ 5.3	1.2
形式収支 C=A-B	51,719	52,776	50,646	14.1	2.0	▲ 4.0
翌年度繰越財源 D	11,689	10,351	14,790	▲ 22.5	▲ 11.4	42.9
実質収支 E=C-D	40,031	42,425	35,856	32.4	6.0	▲ 15.5
単年度収支 F	9,694	2,394	▲6,568	220.5	▲ 75.3	▲ 374.4
積立金 G	16,307	13,016	13,650	56.2	▲ 20.2	4.9
繰上償還金 H	149	540	678	70.3	263.5	25.4
積立金取崩し額 I	8,479	7,583	15,075	▲ 44.4	▲ 10.6	98.8
実質単年度収支 J=F+G+H-I	17,670	8,367	▲7,315	1137.2	▲ 52.7	▲ 187.4

図1 決算規模の推移



(2) 歳入

歳入決算額は、国庫支出金が減少した一方で、繰入金、都道府県支出金、地方交付税等が増加したことから、前年度の1兆1,477億68百万円を105億57百万円（0.9%）上回り、1兆1,583億24百万円となった。

【主な増減要因】

- ・国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対策関係交付金の減等により、60億19百万円（2.5%）の減となった。
- ・繰入金は、財政調整基金等の基金の取崩し額の増により、73億6百万円（26.4%）の増となった。
- ・都道府県支出金は、熊本地震復興基金交付金（市町村創意工夫分）の増や、物価高騰対応生活者支援交付金の増等により、56億75百万円（6.6%）の増となった。
- ・地方交付税は、基準財政需要額の増による普通交付税の増等により、48億1百万円（1.8%）の増となった。

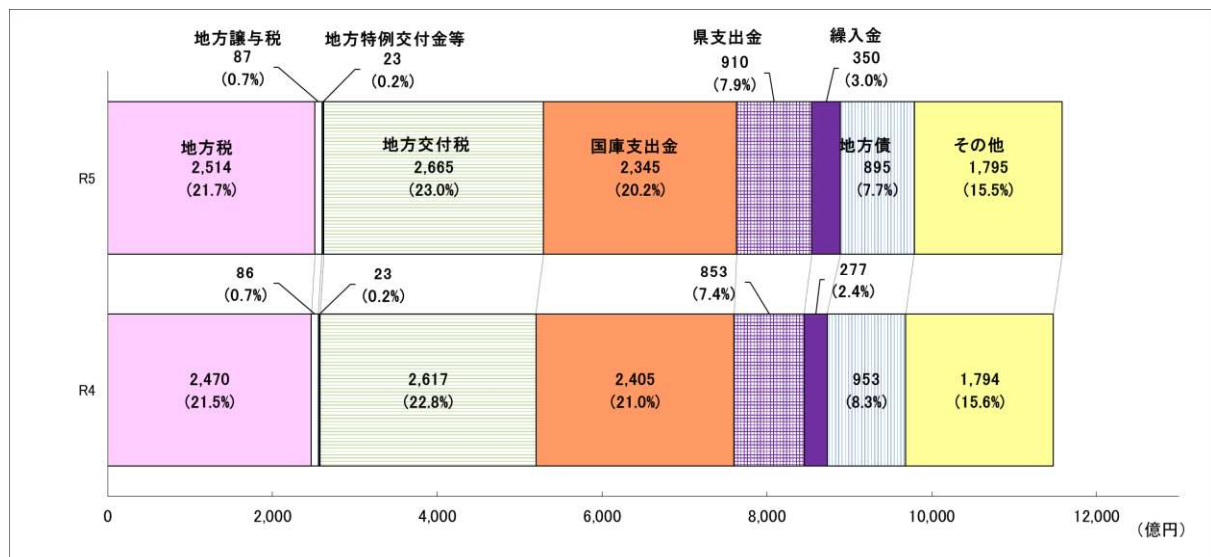
表2 歳入決算額

（単位：百万円、%）

区 分	令和4年度		令和5年度		前年度との比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
地方税	246,956	21.5	251,375	21.7	4,419	1.8
うち個人市町村民税	91,893	8.0	93,875	8.1	1,982	2.2
うち法人市町村民税	17,787	1.5	16,770	1.4	▲1,018	▲ 5.7
うち固定資産税	105,471	9.2	108,256	9.3	2,784	2.6
地方譲与税	8,576	0.7	8,653	0.7	77	0.9
地方特例交付金等	2,254	0.2	2,327	0.2	74	3.3
地方交付税	261,698	22.8	266,499	23.0	4,801	1.8
うち普通交付税	232,842	20.3	237,059	20.5	4,217	1.8
うち特別交付税	28,856	2.5	29,440	2.5	584	2.0
その他の一般財源	53,140	4.6	52,717	4.6	▲423	▲ 0.8
小計（一般財源計）	572,625	49.9	581,572	50.2	8,947	1.6
国庫支出金	240,504	21.0	234,485	20.2	▲6,019	▲ 2.5
県支出金	85,349	7.4	91,025	7.9	5,675	6.6
繰入金	27,714	2.4	35,020	3.0	7,306	26.4
地方債	95,316	8.3	89,463	7.7	▲5,853	▲ 6.1
うち臨時財政対策債	18,136	1.6	10,996	0.9	▲7,139	▲39.4
その他の特定財源	126,261	11.0	126,760	10.9	499	0.4
うち繰越金	46,717	4.1	48,015	4.1	1,298	2.8
歳入合計	1,147,768	100.0	1,158,324	100.0	10,557	0.9
うち自主財源計	400,576	34.9	412,830	35.6	12,254	3.1

（注）自主財源とは、地方公共団体自らがその機能を行って調達することのできる財源で、地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入をいう。

図2 歳入決算額構成比の推移



(3) 歳出（目的別）

歳出決算額は、前年度の1兆949億91百万円を126億86百万円（1.2%）上回り、1兆1,076億78百万円となった。

目的別では、衛生費、災害復旧費が減少した一方で、民生費、総務費、教育費が増加した。

【主な増減要因】

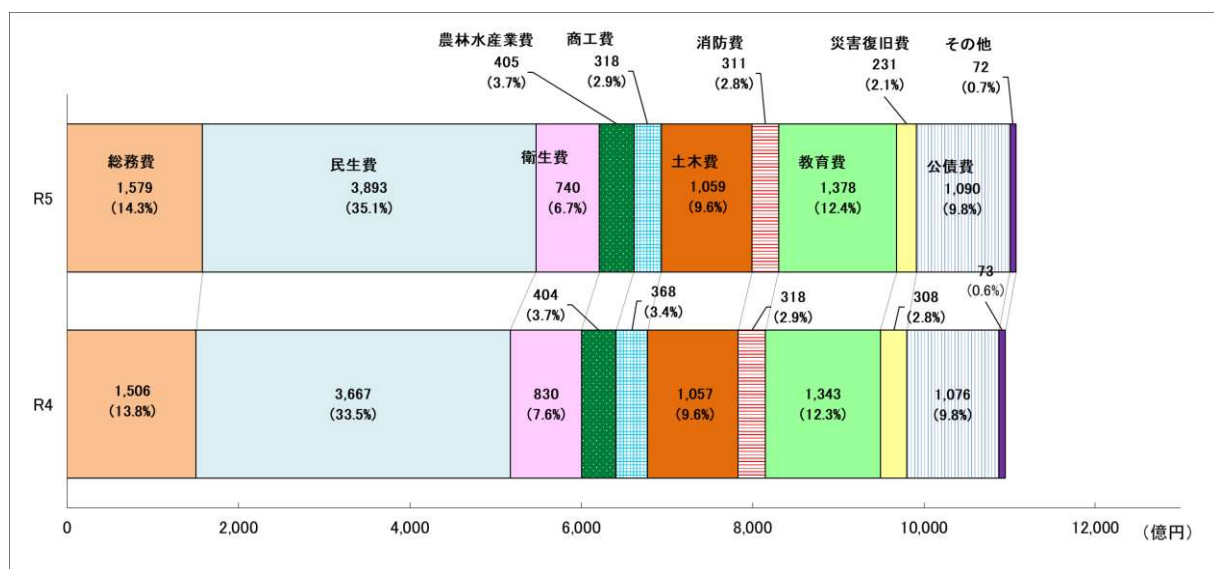
- ・衛生費は、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の減等により、89億96百万円（10.8%）の減となった。
- ・災害復旧費は平成28年熊本地震に係る被災庁舎建替事業の減や令和2年7月豪雨に係る農地災害復旧事業の減等により、76億69百万円（24.9%）の減となった。
- ・民生費は、物価高騰対応に係る低所得世帯等への支援事業の増等により、225億75百万円（6.2%）の増となった。
- ・総務費は、特定目的基金積立金の増等により、72億58百万円（4.8%）の増となった。
- ・教育費は、学校改修・建替事業や、総合体育館建設事業の増等により、34億59百万円（2.6%）の増となった。

表3 歳出決算額（目的別）

（単位：百万円、%）

区 分	令和4年度		令和5年度		前年度との比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総 務 費	150,625	13.8	157,883	14.3	7,258	4.8
民 生 費	366,699	33.5	389,274	35.1	22,575	6.2
衛 生 費	82,973	7.6	73,977	6.7	▲8,996	▲ 10.8
労 働 費	487	0.0	541	0.0	54	11.1
農 林 水 産 業 費	40,433	3.7	40,511	3.7	78	0.2
商 工 費	36,804	3.4	31,844	2.9	▲4,960	▲ 13.5
土 木 費	105,653	9.6	105,944	9.6	291	0.3
消 防 費	31,793	2.9	31,080	2.8	▲713	▲ 2.2
教 育 費	134,335	12.3	137,794	12.4	3,459	2.6
災 害 復 旧 費	30,775	2.8	23,106	2.1	▲7,669	▲ 24.9
公 債 費	107,645	9.8	109,031	9.8	1,385	1.3
そ の 他	6,769	0.6	6,693	0.6	▲76	▲ 1.1
歳 出 合 計	1,094,991	100.0	1,107,678	100.0	12,686	1.2

図3 歳出決算額の構成比（目的別）の推移



(4) 歳出（性質別）

性質別では、災害復旧事業費、補助費等が減少した一方で、扶助費、積立金、普通建設事業費が増加した。

【主な増減要因】

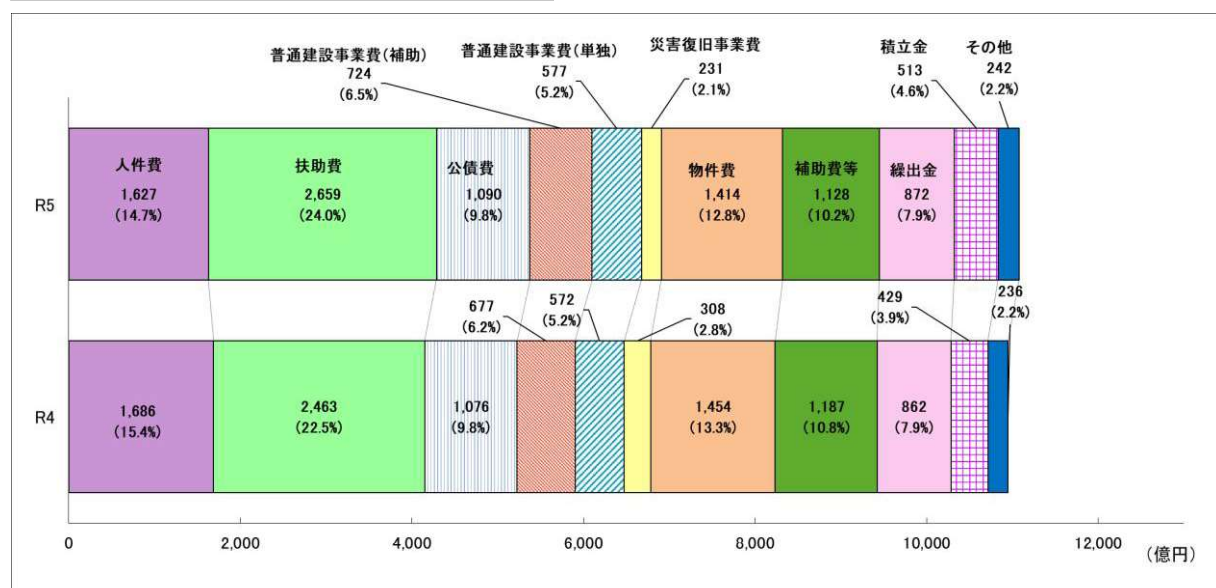
- ・災害復旧事業費は、平成28年熊本地震に係る被災庁舎建替事業の減や令和2年7月豪雨に係る農地災害復旧事業の減等により、76億69百万円（24.9%）の減となった。
- ・補助費等は、物価高騰対策商品券事業の減などにより、59億20百万円の減（5.0%）となった。
- ・扶助費は、物価高騰対策に係る低所得世帯支援事業の増や、障がい者自立支援給付事業や教育・保育のための施設型給付費等の増等により、195億73百万円（7.9%）の増となった。
- ・積立金は、特定目的基金積立の増等により、83億96百万円（19.6%）の増となった。
- ・普通建設事業費は、災害公営住宅の建設事業や、学校改修・建替事業の増等により、61億71百万円（4.8%）の増となった。

表4 歳出決算額（性質別）

（単位：百万円、%）

区 分	令和4年度		令和5年度		前年度との比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	522,561	47.7	537,617	48.5	15,056	2.9
人件費	168,616	15.4	162,731	14.7	▲5,886	▲3.5
扶助費	246,339	22.5	265,912	24.0	19,573	7.9
公債費	107,606	9.8	108,974	9.8	1,368	1.3
投資的経費	160,429	14.7	158,931	14.3	▲1,498	▲0.9
うち普通建設事業費	129,654	11.8	135,825	12.3	6,171	4.8
うち補助事業	67,709	6.2	72,375	6.5	4,666	6.9
うち単独事業	57,239	5.2	57,699	5.2	460	0.8
うち災害復旧事業費	30,775	2.8	23,106	2.1	▲7,669	▲24.9
物件費	145,357	13.3	141,440	12.8	▲3,917	▲2.7
維持補修費	8,867	0.8	8,261	0.7	▲606	▲6.8
補助費等	118,715	10.8	112,795	10.2	▲5,920	▲5.0
繰出金	86,203	7.9	87,191	7.9	988	1.1
積立金	42,862	3.9	51,258	4.6	8,396	19.6
その他	9,997	0.9	10,184	0.9	187	1.9
歳 出 合 計	1,094,991	100.0	1,107,678	100.0	12,686	1.2

図4 歳出決算額構成比（性質別）の推移



(5) 経常収支比率

経常収支比率は、県内市町村平均（単純平均）で 89.9%となり、前年度に比べ 1.6 ポイント上昇した。

前年度から比率が上昇した団体は 32 団体、低下した団体は 11 団体、前年度と同率の団体は 2 団体となった。

経常収支比率が 100%を超えた団体は、昨年度に引き続きなかった。

全体的に経常収支比率が上昇した主な要因は、教育・保育のための施設型給付費等の増や、子ども医療費助成事業の増による扶助費の増加等、経常経費が増加したことが挙げられる。

表 5-1 過去 5 年の経常収支比率の推移（単純平均）

（単位：％）

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
市	96.1	94.4	90.4	92.3	93.7
町村	91.5	90.0	83.8	86.5	88.2
市町村	92.9	91.4	85.9	88.3	89.9
全国	90.9	89.9	85.2	88.6	※

（※）…総務省の公表前のため、令和 5 年度の全国の経常収支比率は空欄としている（～3 月下旬に公表）

表 5-2 過去 5 年の経常収支比率の段階別団体数

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
95%以上	14	10	4	3	7
90%～95%未満	19	15	5	14	17
85%～90%未満	10	16	17	16	12
80%～85%未満	2	4	14	9	8
80%未満	0	0	5	3	1
計	45	45	45	45	45

図 5-1 過去 5 年の経常収支比率の推移

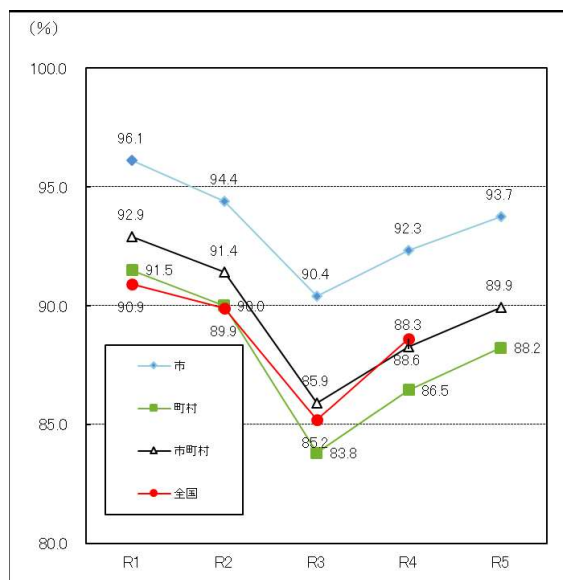
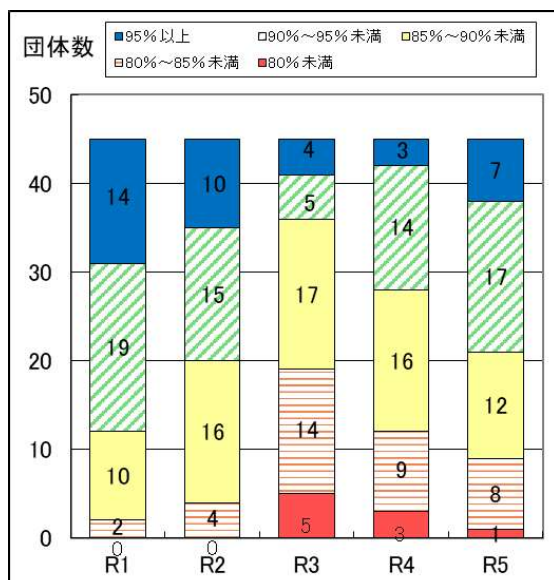


図 5-2 過去 5 年の経常収支比率の段階別団体数



(6) 地方債現在高及び積立金現在高の推移

地方債現在高は、前年度の1兆1,935億44百万円を153億52百万円（1.3%）下回り、1兆1,781億92百万円となった。

また、積立金現在高は、前年度の2,785億66百万円を222億97百万円（8.0%）上回り、3,008億63百万円となった。

表6 地方債現在高及び積立金現在高と標準財政規模

（単位：百万円、%）

区 分	決 算 額					R4-R5年度の比較	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
地方債現在高（A）	1,137,216	1,171,439	1,201,687	1,193,544	1,178,192	▲ 15,352	▲ 1.3
債務負担行為の翌年度以降支出予定額（B）	188,439	189,688	181,629	217,666	241,294	23,628	10.9
積立金現在高（C）	224,639	231,106	257,099	278,566	300,863	22,297	8.0
財政調整基金	100,449	97,979	107,998	117,182	119,976	2,794	2.4
減債基金	29,088	30,237	37,181	42,744	47,125	4,381	10.2
その他の特定目的基金	95,102	102,890	111,919	118,640	133,762	15,121	12.7
(A) + (B) - (C)	1,101,016	1,130,021	1,126,217	1,132,644	1,118,623	▲ 14,021	▲ 1.2
標準財政規模（D）	509,796	523,025	553,989	541,409	549,575	8,166	1.5
(A + B) / (D) * 100	260.0	260.2	249.7	260.7	258.3		
(C) / (D) * 100	44.1	44.2	46.4	51.5	54.7		
{(A) + (B) - (C)} / (D) * 100	216.0	216.1	203.3	209.2	203.5		

図6-1 過去5年の地方債現在高等の推移

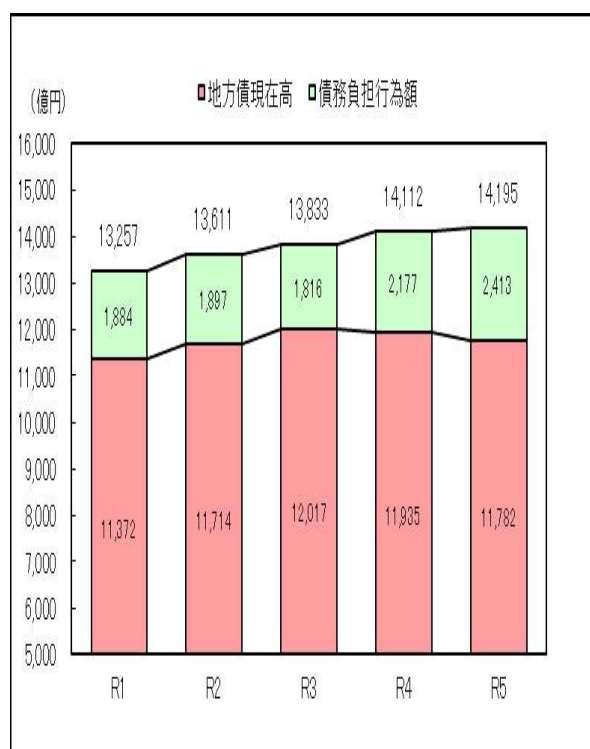
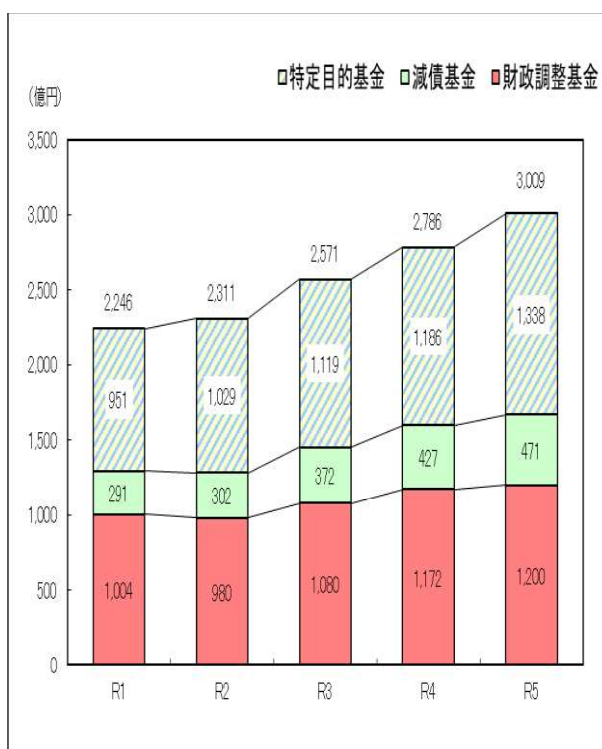


図6-2 過去5年の積立金現在高の推移



令和5年度(2023年度) 市町村別決算状況一覧表(確報値)

(単位:百万円、%)

市町村名	特定地方 公共団体	歳入	歳出	形式収支	実質収支	実質 単年度 収支	経常 収支 比率	財政力 指数	地方債 現在高	積立金 現在高				標準 財政 規模
	R2年7月 豪雨										うち財調 基金	うち減債 基金	うちその他 特目基金	
熊本市		416,919	405,530	11,390	6,980	104	93.0	0.69	496,141	35,511	5,003	6,546	23,962	207,949
八代市	○	69,511	67,397	2,114	1,962	476	93.3	0.50	82,119	11,268	3,465	3,124	4,679	34,184
人吉市	○	26,565	25,195	1,369	1,225	480	94.3	0.43	25,357	5,630	955	2,889	1,786	9,228
荒尾市		26,535	26,299	236	92	▲ 926	95.5	0.47	17,029	6,888	3,254	585	3,048	12,355
水俣市	○	16,836	15,636	1,200	1,183	89	91.5	0.37	17,409	4,392	2,202	653	1,537	9,001
玉名市		36,500	35,213	1,287	1,132	▲ 962	97.6	0.43	30,373	8,277	4,496	935	2,846	18,456
山鹿市	○	36,169	33,744	2,425	2,350	151	97.0	0.34	31,054	16,695	5,720	6,473	4,501	16,955
菊池市		28,531	27,746	785	355	6	90.2	0.44	28,646	12,039	7,266	906	3,867	15,299
宇土市		23,252	22,102	1,150	604	▲ 2,306	94.9	0.50	21,690	7,387	3,341	868	3,178	9,721
上天草市		23,592	22,280	1,312	889	▲ 34	92.9	0.25	19,697	8,398	4,158	621	3,619	10,573
宇城市		37,321	35,742	1,579	962	▲ 66	96.1	0.40	41,292	16,881	10,525	1,037	5,319	18,293
阿蘇市		19,692	17,972	1,721	1,100	▲ 173	92.9	0.34	20,034	5,539	2,098	155	3,285	10,143
天草市	○	61,157	58,853	2,304	2,012	▲ 542	91.7	0.28	48,192	20,857	12,753	4,671	3,433	30,471
合志市		29,236	27,627	1,608	1,425	364	91.4	0.63	20,078	8,002	4,303	612	3,087	14,771
市 計		851,815	821,336	30,479	22,271	▲ 3,338	93.7	0.43	899,110	167,763	69,539	30,075	68,148	417,399
市 計 (熊本市除く)		434,896	415,806	19,089	15,291	▲ 3,441	93.8	0.41	402,969	132,252	64,537	23,529	44,186	209,450
美里町		8,480	7,973	507	238	7	96.5	0.22	7,304	4,271	1,812	397	2,063	4,544
玉東町		6,032	5,585	448	329	▲ 135	92.5	0.30	2,747	3,092	466	373	2,253	2,206
南関町	○	6,594	6,365	229	165	12	89.2	0.38	7,776	3,027	988	296	1,742	3,794
長洲町		9,265	9,072	193	181	64	93.5	0.51	7,385	1,456	1,242	84	131	4,351
和水町	○	9,090	8,610	480	437	▲ 239	94.5	0.25	7,514	9,002	2,705	2,086	4,211	4,451
大津町		19,690	18,171	1,519	460	▲ 1,212	89.9	0.72	16,870	5,672	2,734	540	2,398	9,310
菊陽町		21,084	20,360	724	308	▲ 38	91.8	0.94	17,978	5,733	2,576	389	2,768	9,778
南小国町	○	6,348	5,891	457	373	202	88.3	0.19	3,075	3,831	1,886	14	1,931	2,589
小国町	○	8,649	7,642	1,007	816	431	85.6	0.24	6,182	2,164	1,172	259	733	3,508
産山村	○	2,397	2,316	81	45	▲ 14	85.4	0.15	2,236	1,361	1,056	81	225	1,272
高森町		9,039	8,850	189	129	251	73.4	0.25	5,139	4,849	2,394	10	2,445	3,257
西原村		7,579	7,152	427	294	▲ 198	93.1	0.34	9,599	4,479	2,441	197	1,841	3,492
南阿蘇村		13,278	12,665	612	546	▲ 718	95.4	0.21	19,999	4,960	1,399	272	3,290	6,360
御船町		14,506	13,736	770	603	▲ 65	89.0	0.35	13,325	4,738	1,963	280	2,495	5,642
嘉島町		6,841	6,669	172	47	▲ 6	86.3	0.61	8,353	3,122	1,891	189	1,043	3,402
益城町		25,012	22,896	2,116	1,084	▲ 1,199	93.1	0.48	49,854	8,870	1,122	2,271	5,477	9,192
甲佐町		11,105	10,233	872	853	▲ 864	83.7	0.29	10,283	5,366	1,623	505	3,238	4,118
山都町	○	18,495	17,096	1,399	929	▲ 647	83.2	0.23	9,041	3,379	1,682	344	1,354	7,554
氷川町		9,239	8,829	410	384	▲ 119	99.9	0.28	5,798	2,749	1,420	60	1,268	4,271
芦北町	○	15,028	14,075	953	889	116	89.5	0.35	13,580	5,795	1,421	1,318	3,057	6,434
津奈木町	○	4,475	4,243	231	159	24	84.8	0.23	2,626	3,900	857	634	2,409	2,241
錦町	○	8,368	8,036	332	116	▲ 143	84.9	0.39	5,468	3,899	1,491	881	1,528	3,655
多良木町	○	8,628	8,028	600	478	24	82.5	0.23	6,160	3,879	1,091	725	2,063	4,218
湯前町	○	5,067	4,460	607	482	▲ 15	85.3	0.16	3,383	2,331	849	115	1,367	2,116
水上村	○	6,224	5,432	792	736	326	84.5	0.16	3,580	4,679	716	479	3,485	1,994
相良村	○	5,095	4,834	261	46	88	84.9	0.20	3,559	2,727	1,921	73	733	2,450
五木村	○	5,188	4,976	212	197	▲ 50	91.4	0.21	3,521	3,588	949	334	2,304	1,425
山江村	○	5,285	4,544	741	655	▲ 39	88.8	0.15	3,367	2,697	974	312	1,410	2,052
球磨村	○	10,563	9,187	1,376	550	▲ 155	80.8	0.14	6,023	5,171	1,225	1,895	2,051	2,384
あさぎり町	○	14,041	12,812	1,229	852	196	85.7	0.23	11,382	10,002	4,829	1,284	3,890	6,571
苓北町		5,822	5,602	220	207	138	87.7	0.41	5,975	2,314	1,544	356	414	3,545
町村計		306,509	286,342	20,167	13,586	▲ 3,978	88.2	0.32	279,082	133,100	50,437	17,050	65,614	132,176
市町村計		1,158,324	1,107,678	50,646	35,856	▲ 7,315	89.9	0.35	1,178,192	300,863	119,976	47,125	133,762	549,575
市町村計 (熊本市除く)		741,405	702,148	39,257	28,876	▲ 7,419	89.9	0.35	682,051	265,352	114,974	40,579	109,799	341,627

※ 表示単位未満を四捨五入しており、表内において一致しない場合がある。

※ 小数点第一位まで計上している数値の単位は「%」、それ以外は「百万円」である。

また、「%」で示されている数値の市計、町村計及び市町村計はそれぞれの該当団体の数値の単純平均である。

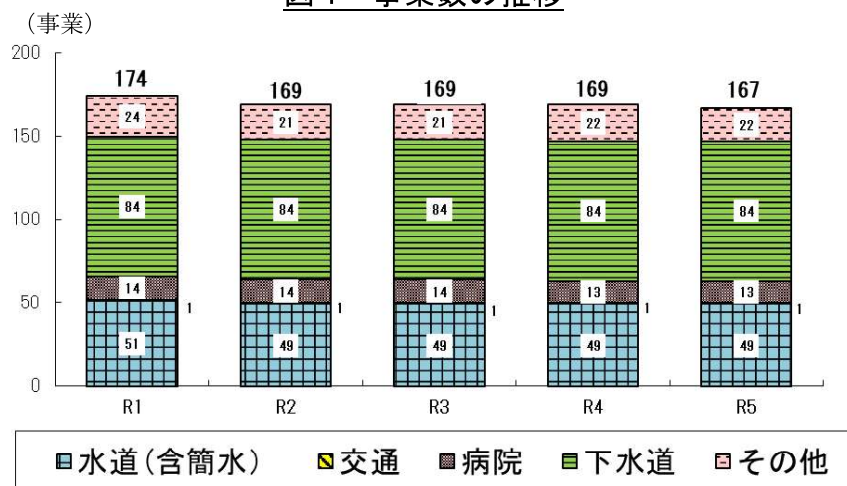
※ 「特定地方公共団体」欄において、「地震」に○のある団体は平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)、「豪雨」に○のある団体は令和2年7月豪雨特定地方公共団体(被災22市町村)である。

2. 地方公営企業会計決算の概要

(1) 事業数

事業数は、前年度比 2 事業減の 167 事業（うち法適用事業 99 事業、法非適用事業 68 事業）となった。

図 1 事業数の推移

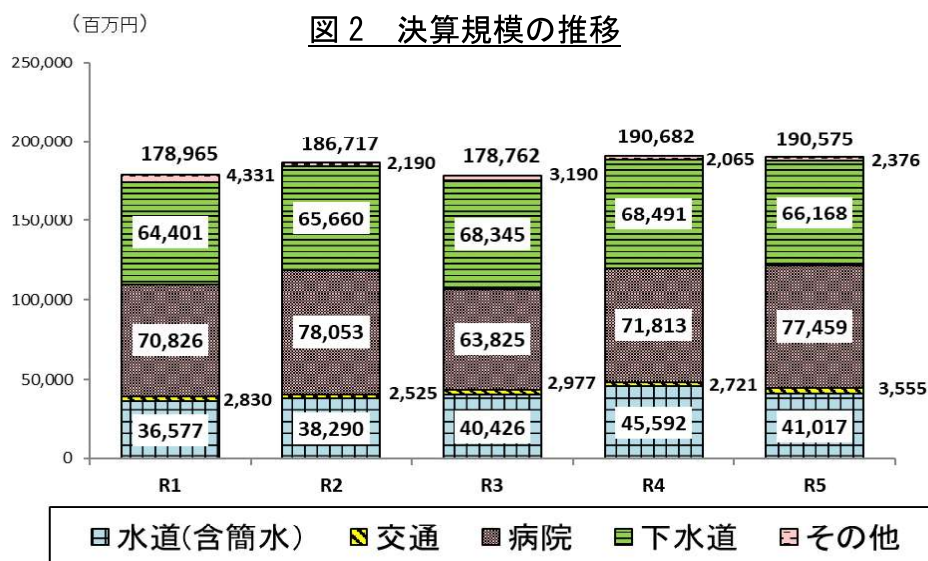


(2) 決算規模

決算規模※は、病院事業において、新病院の建設事業や設備更新事業の実施、投資有価証券の購入等により資本的支出が大幅に増加したものの、水道事業における投資有価証券購入額の減少や、下水道事業における建設事業の減少による資本的支出の減少が大きく、1,905 億 75 百万円（対前年度比▲1 億 7 百万円、▲0.1%）となった。

※決算規模：収益的支出（減価償却費を除く）、資本的支出及びそれらに係る消費税の合計

図 2 決算規模の推移



(3) 経営状況

公営企業全体の総収支は、病院事業において、新型コロナウイルス感染症関連補助金が減少したことにより大幅減益となったことで、全体の黒字幅も縮小し、66億45百万円（対前年度比▲86億28百万円、▲56.5%）の黒字となっている。黒字事業は145事業、赤字事業は22事業となった。

法適用企業で累積欠損金を有する事業は、20事業で、その額は、病院事業における収支が赤字となったこと等により増加し、208億23百万円（対前年度比8億19百万円、+4.1%）となった。

法適用企業で不良債務を有する事業は、6事業で、その額は、病院事業における流動資産の減少等により増加し、3億72百万円（対前年度比82百万円、+28.3%）となった。

法適用企業で資本不足①※1となっている事業は、6事業で、その額は、病院事業における資産の減少により、108億37百万円に増加した。

表 3-1 全体の経営状況

（単位：百万円）

（単位：百万円）

区分		収支額		黒字				赤字			
		R4	R5	R4		R5		R4		R5	
		金額	金額	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数
法適用企業	上水道	3,835	4,185	3,966	23	4,226	25	131	6	41	4
	簡水	17	18	17	2	18	3	0	0	0	0
	交通	238	117	238	1	117	1	0	0	0	0
	病院	7,308	▲ 2,648	7,308	13	1,018	6	0	0	3,666	7
	下水道	3,244	3,733	3,616	29	3,966	38	371	12	233	11
	その他	30	27	30	4	27	4	0	0	0	0
小計		14,672	5,431	15,175	72	9,371	77	503	18	3,939	22
法非適用企業	簡水	170	608	170	18	608	17	0	0	0	0
	下水道	237	368	237	43	368	35	0	0	0	0
	その他	193	238	193	18	238	16	0	0	0	0
小計		601	1,214	601	79	1,214	68	0	0	0	0
合計		15,273	6,645	15,775	151	10,585	145	503	18	3,939	22

表 3-2 累積欠損金、不良債務及び資本不足の状況

（単位：百万円）

区分	累積欠損金				不良債務				※1：資本不足①				※2：資本不足②			
	R4		R5		R4		R5		R4		R5		R4		R5	
	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数
法適用企業	上水道	245	4	259	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	簡水	31	1	30	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	交通	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院	17,336	5	18,165	4	0	0	165	1	10,660	1	10,787	2	2,781	1	3,090
	下水道	2,393	11	2,369	12	290	5	207	5	16	2	49	4	6	1	9
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		20,004	21	20,823	20	290	5	372	6	10,676	3	10,837	6	2,787	2	3,099

※1：資本不足① 資本不足額(Δ)＝資産合計－負債合計

※2：資本不足② 資本不足額(Δ)＝資産合計－[負債合計－繰延収益(長期前受金)]

貸借対照表上で負債として計上されている長期前受金に返済義務がないため、参考として、負債から長期前受金を控除した額を算出している。

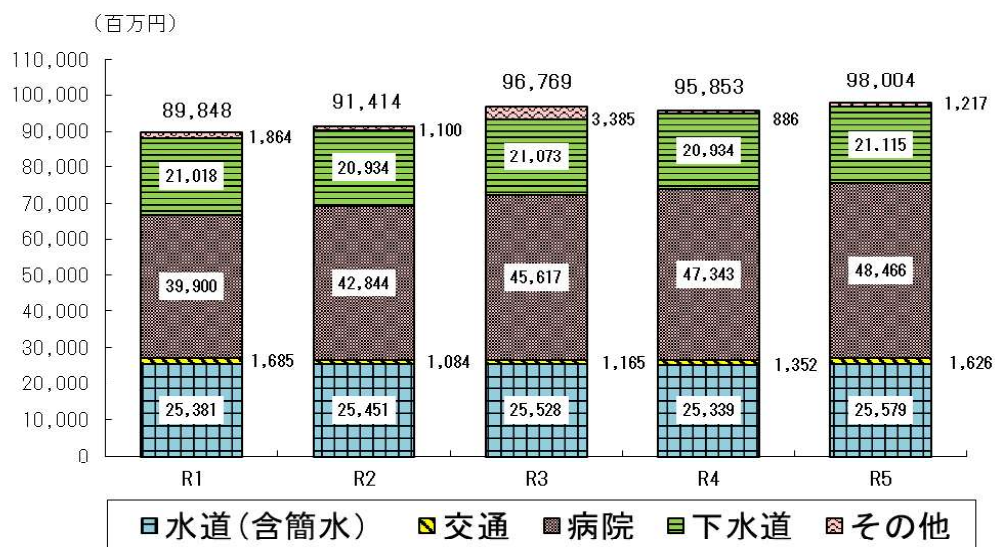
表 3-3 個別事業の経営状況

区分（団体数）		R5年度該当団体	R4年度からの増減
上水道	純損失 (4)	玉名市、小国町、南阿蘇村、錦町	増：南阿蘇村 減：荒尾市、宇城市、あさぎり町
	累積欠損金 (3)	玉名市、宇城市、錦町	減：あさぎり町
	不良債務	—	—
	資本不足	—	—
簡易水道	純損失	—	—
	累積欠損金 (1)	八代市	—
	不良債務	—	—
	資本不足	—	—
交通	純損失	—	—
	累積欠損金	—	—
	不良債務	—	—
	資本不足	—	—
病院	純損失 (7)	熊本市、荒尾市、水俣市、山鹿市、阿蘇市 天草市、くまもと県北病院	増：全団体
	累積欠損金 (4)	熊本市、荒尾市、山鹿市、阿蘇市	増：荒尾市、山鹿市 減：上天草市、宇城市、小国郷公立病院組合
	不良債務 (1)	山鹿市	増：山鹿市
	資本不足 (1)	熊本市	—
下水道 (法適)	純損失 (11)	山鹿市(個排)、宇城市(公共、特環、農集) 合志市(農集)、長洲町(特排、個排) 大津町(公共、農集)、菊陽町(農集) 益城町(公共)	増：山鹿市(個排)、宇城市(特環) 菊陽町(農集)、益城町(公共) 減：人吉市(公共)、水俣市(公共) 玉名市(農集)、菊池市(特排) 合志市(特環)
	累積欠損金 (12)	山鹿市(個排)、宇城市(農集) 合志市(公共、特環、農集)、南関町(特環) 長洲町(特排、個排)、大津町(公共、農集) 菊陽町(農集)、益城町(公共)	増：山鹿市(個排)、菊陽町(農集) 益城町(公共) 減：玉名市(農集)、菊池市(特排)
	不良債務 (5)	山鹿市(特環、個排)、宇城市(公共) 長洲町(特排、個排)	増：山鹿市(個排) 減：宇城市(特環)
	資本不足 (2)	長洲町(特排、個排)	—
簡易水道 (法非適)	赤字	—	—
下水道 (法非適)	赤字	—	—
その他 (法非適)	赤字	—	—

(4) 料金収入

料金収入は、病院事業において、新型コロナウイルス感染症の空床補償が終了したことに伴い、入院患者の受入が増加し、入院収益が増加したことや、交通事業において、乗車人員が回復したこと等により大幅に増加したことで、980億4百万円（対前年度比21億50百万円、+2.2%）となった。

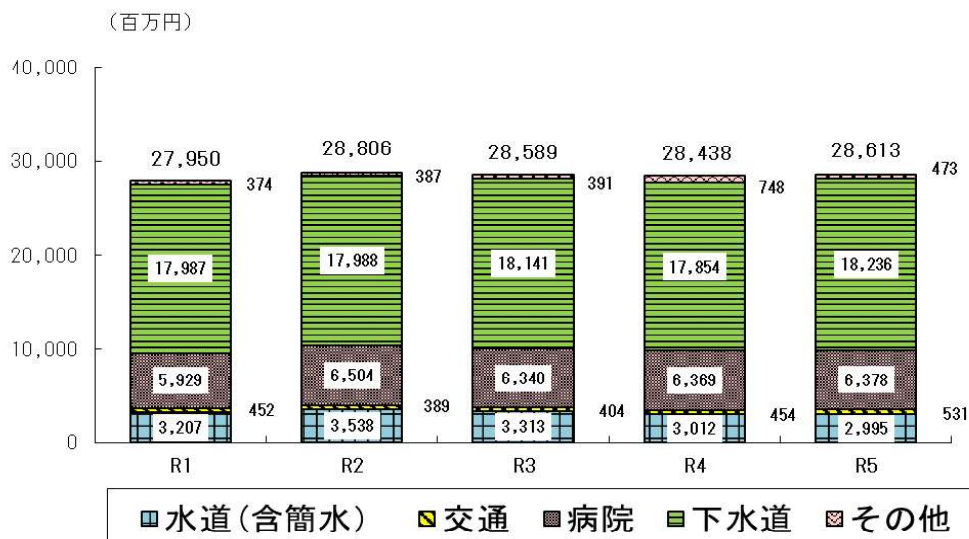
図4 料金収入の推移



(5) 他会計繰入金

他会計繰入金は、下水道事業において、建設改良費や職員給与費等に対する財源補填や企業債償還金充当のための繰入金が増加したこと等により、286億13百万円（対前年度比1億75百万円、+0.6%）となった。

図5 他会計繰入金の推移



(6) 建設投資額

建設投資額は、病院事業における新病院の建設工事や設備更新事業の実施、水道事業における施設整備事業や導水管・送水管・配水管の布設替工事の実施等により増加し、519億97百万円（対前年度比9億54百万円、+1.9%）となった。

建設投資に係る企業債発行額は、268億83百万円（対前年度比24億10百万円、+9.8%）となった。

図 6-1 建設投資額の推移

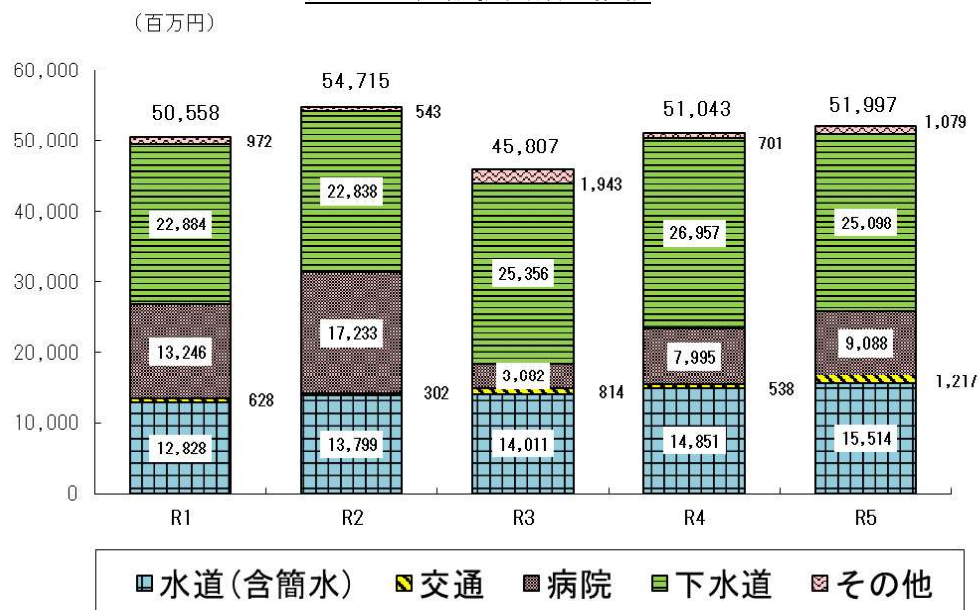
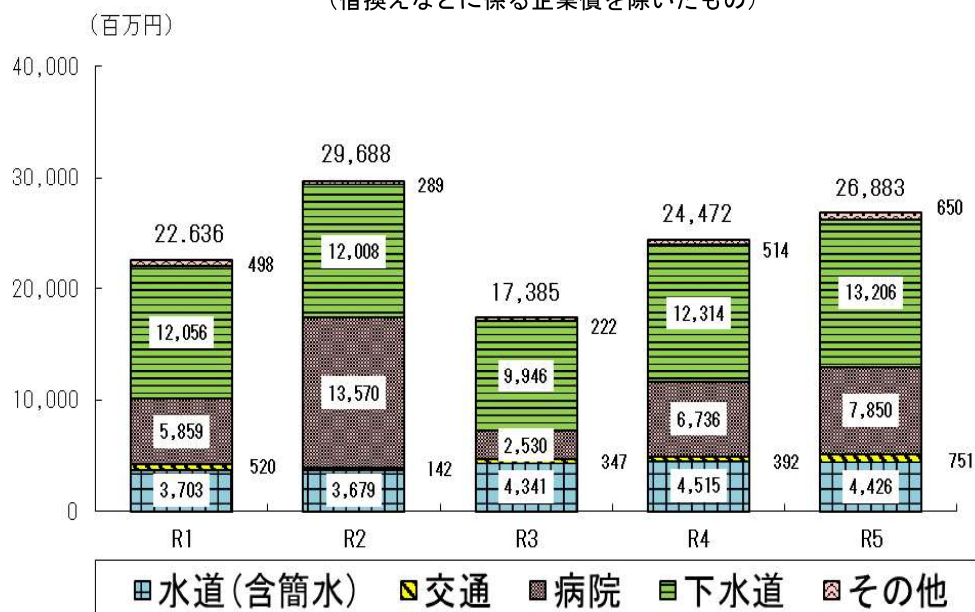


図 6-2 建設投資に係る企業債発行額の推移

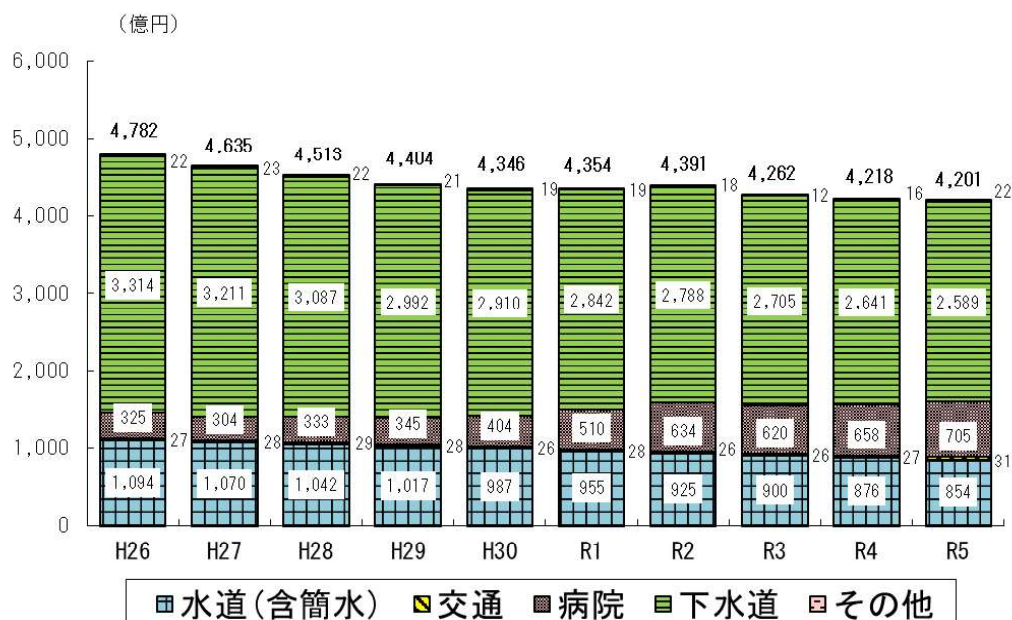
(借換えなどに係る企業債を除いたもの)



(7) 企業債現在高

企業債現在高は、年間の発行額より償還額が多かったため減少し、4,200億53百万円（対前年度比▲17億60百万円、▲0.4%）となった。

図7 企業債現在高の過去10年間の推移



Ⅱ 令和5年度（2023年度）市町村決算に係る健全化判断比率等の概要（確報値）について

（健全化判断比率・資金不足比率について）

実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字額（資金不足額）の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率：元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

将来負担比率：将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

資金不足比率：公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率

1. 健全化判断比率

- ・ 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じている団体はなく、実質赤字比率及び連結実質赤字比率において、早期健全化基準以上の団体はなかった。
- ・ 実質公債費比率において、早期健全化基準以上の団体はなかった。
（県内市町村平均（単純平均）は、8.7%（前年度比+0.4ポイント））
- ・ 将来負担比率において、早期健全化基準以上の団体はなかった。
（将来負担比率が生じた団体は、19団体（前年度比▲2団体））

（参考）早期健全化基準及び財政再生基準の比較

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に応じて※ 11.25～15 %	20 %
連結実質赤字比率	財政規模に応じて※ 16.25～20 %	30 %
実質公債費比率	25 %	35 %
将来負担比率	350 %	—
基準以上となった場合	財政健全化計画の策定・報告	財政再生計画の策定・報告 地方債の起債の制限

※1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率に係る早期健全化基準は、当該団体の標準財政規模に応じて算定される。

令和5年度(2023年度)市町村決算に係る健全化判断比率等一覧(確報値)

(単位: 百万円、%)

市町村名	特定地方公共団体 令和2年7月豪雨	経常収支比率			実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率			積立金現在高 (財政調整基金+減債基金)		
		R4	R5	増減	R5	(早期健全化基準)	R5	(早期健全化基準)	R4	R5	増減	R4	R5	増減	R4	R5	増減
熊本市		93.0	93.0	0.0	—	(11.25)	—	(16.25)	5.4	5.5	0.1	102.2	92.9	▲ 9.3	10,273	11,548	1,275
八代市	○	91.9	93.3	1.4	—	(11.64)	—	(16.64)	9.3	9.6	0.3	90.1	83.3	▲ 6.8	6,506	6,589	83
人吉市	○	94.7	94.3	▲ 0.4	—	(13.47)	—	(18.47)	6.9	7.7	0.8	15.9	9.0	▲ 6.9	3,358	3,844	486
荒尾市		93.2	95.5	2.3	—	(13.02)	—	(18.02)	9.5	9.6	0.1	53.4	92.8	39.4	4,626	3,839	▲ 787
水俣市	○	89.6	91.5	1.9	—	(13.52)	—	(18.52)	9.5	9.5	0.0	15.2	2.7	▲ 12.5	2,304	2,855	551
玉名市		97.7	97.6	▲ 0.1	—	(12.57)	—	(17.57)	9.1	8.5	▲ 0.6	9.3	17.9	8.6	6,027	5,431	▲ 596
山鹿市	○	99.2	97.0	▲ 2.2	—	(12.65)	—	(17.65)	9.9	9.6	▲ 0.3	—	—	—	12,893	12,193	▲ 700
菊池市		88.8	90.2	1.4	—	(12.76)	—	(17.76)	9.2	9.1	▲ 0.1	6.5	1.2	▲ 5.3	7,929	8,173	244
宇土市		93.8	94.9	1.1	—	(13.38)	—	(18.38)	11.1	11.6	0.5	—	—	—	5,187	4,209	▲ 978
上天草市		90.8	92.9	2.1	—	(13.24)	—	(18.24)	11.6	11.6	0.0	—	—	—	4,686	4,778	92
宇城市		92.9	96.1	3.2	—	(12.58)	—	(17.58)	10.4	10.7	0.3	22.7	23.2	0.5	10,733	11,562	829
阿蘇市		92.9	92.9	0.0	—	(13.31)	—	(18.31)	8.5	8.9	0.4	52.9	54.2	1.3	2,068	2,253	185
天草市	○	90.7	91.7	1.0	—	(11.78)	—	(16.78)	9.7	9.5	▲ 0.2	—	—	—	15,191	17,423	2,232
合志市		83.4	91.4	8.0	—	(12.80)	—	(17.80)	7.1	7.0	▲ 0.1	—	—	—	4,859	4,915	56
美里町		91.6	96.5	4.9	—	(15.00)	—	(20.00)	6.7	8.1	1.4	—	—	—	2,275	2,209	▲ 66
玉東町		88.8	92.5	3.7	—	(15.00)	—	(20.00)	5.7	6.1	0.4	—	—	—	887	839	▲ 48
南関町	○	91.4	89.2	▲ 2.2	—	(15.00)	—	(20.00)	8.4	8.1	▲ 0.3	29.4	18.2	▲ 11.2	1,152	1,284	132
長洲町		93.9	93.5	▲ 0.4	—	(15.00)	—	(20.00)	6.6	6.4	▲ 0.2	35.6	44.2	8.6	1,134	1,326	192
和水町	○	92.6	94.5	1.9	—	(15.00)	—	(20.00)	10.2	10.3	0.1	—	—	—	4,610	4,791	181
大津町		85.3	89.9	4.6	—	(13.46)	—	(18.46)	5.7	6.5	0.8	—	—	—	3,820	3,274	▲ 546
菊陽町		88.6	91.8	3.2	—	(13.37)	—	(18.37)	5.9	6.7	0.8	20.1	24.9	4.8	2,605	2,965	360
南小国町	○	88.1	88.3	0.2	—	(15.00)	—	(20.00)	6.5	6.6	0.1	—	—	—	1,617	1,899	282
小国町	○	81.2	85.6	4.4	—	(15.00)	—	(20.00)	7.9	9.0	1.1	1.3	—	▲ 1.3	976	1,431	455
産山村	○	81.6	85.4	3.8	—	(15.00)	—	(20.00)	7.4	8.2	0.8	—	—	—	1,076	1,137	61
高森町		75.2	73.4	▲ 1.8	—	(15.00)	—	(20.00)	5.4	5.0	▲ 0.4	—	—	—	2,202	2,404	202
西原村		88.4	93.1	4.7	—	(15.00)	—	(20.00)	8.1	8.5	0.4	—	—	—	2,801	2,638	▲ 163
南阿蘇村		94.9	95.4	0.5	—	(14.29)	—	(19.29)	11.5	12.7	1.2	40.1	22.3	▲ 17.8	1,677	1,670	▲ 7
御船町		85.8	89.0	3.2	—	(14.62)	—	(19.62)	13.5	14.2	0.7	12.9	—	▲ 12.9	2,258	2,243	▲ 15
嘉島町		84.7	86.3	1.6	—	(15.00)	—	(20.00)	10.1	10.7	0.6	94.6	66.7	▲ 27.9	1,867	2,079	212
益城町		87.7	93.1	5.4	—	(13.48)	—	(18.48)	9.4	10.0	0.6	32.3	22.4	▲ 9.9	2,957	3,393	436
甲佐町		82.6	83.7	1.1	—	(15.00)	—	(20.00)	6.7	7.9	1.2	—	—	—	2,039	2,128	89
山都町	○	82.5	83.2	0.7	—	(13.87)	—	(18.87)	4.3	3.9	▲ 0.4	2.1	4.2	2.1	1,872	2,025	153
氷川町		99.5	99.9	0.4	—	(15.00)	—	(20.00)	12.5	13.3	0.8	12.8	7.9	▲ 4.9	1,483	1,481	▲ 2
芦北町	○	89.7	89.5	▲ 0.2	—	(14.26)	—	(19.26)	4.6	4.9	0.3	—	—	—	2,412	2,739	327
津奈木町	○	82.2	84.8	2.6	—	(15.00)	—	(20.00)	2.9	3.5	0.6	—	—	—	1,418	1,491	73
錦町	○	79.4	84.9	5.5	—	(15.00)	—	(20.00)	8.3	8.9	0.6	12.2	2.5	▲ 9.7	2,023	2,371	348
多良木町	○	83.1	82.5	▲ 0.6	—	(15.00)	—	(20.00)	8.5	9.0	0.5	—	—	—	1,710	1,816	106
湯前町	○	87.7	85.3	▲ 2.4	—	(15.00)	—	(20.00)	5.6	5.7	0.1	—	—	—	1,151	964	▲ 187
水上村	○	83.0	84.5	1.5	—	(15.00)	—	(20.00)	11.0	11.7	0.7	—	—	—	1,164	1,194	30
相良村	○	86.8	84.9	▲ 1.9	—	(15.00)	—	(20.00)	8.4	8.7	0.3	—	—	—	1,661	1,994	333
五木村	○	85.6	91.4	5.8	—	(15.00)	—	(20.00)	10.1	11.9	1.8	—	—	—	1,237	1,283	46
山江村	○	87.8	88.8	1.0	—	(15.00)	—	(20.00)	10.0	9.3	▲ 0.7	—	—	—	1,310	1,286	▲ 24
球磨村	○	77.4	80.8	3.4	—	(15.00)	—	(20.00)	6.0	6.9	0.9	—	—	—	2,451	3,120	669
あさぎり町	○	85.8	85.7	▲ 0.1	—	(14.20)	—	(19.20)	8.1	8.3	0.2	—	—	—	5,806	6,113	307
苓北町		87.2	87.7	0.5	—	(15.00)	—	(20.00)	12.4	12.5	0.1	32.2	18.1	▲ 14.1	1,630	1,900	270
平均		88.3	89.9	1.6	—		—		8.3	8.7	0.4				3,554	3,713	159

※ 実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「—」と表記している。

※ ()内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じて設定)である。

※ 前年度に引き続き、全団体の実質赤字額や連結実質赤字額はなかった。

※ 実質公債費比率の早期健全化基準: 25%

※ 将来負担比率の早期健全化基準 :350%

※ 「特定地方公共団体」欄において、「地震」に○のある団体は平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)、

「豪雨」に○のある団体は令和2年7月豪雨特定地方公共団体(被災22市町村)である。

2. 公営企業の資金不足比率

- ・県内134の公営企業会計中、資金不足比率において、経営健全化基準以上である会計はなかった。

表1 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

公営事業名	市町村	一部事務組合等	合計
水道事業	0 / 26	0 / 3	0 / 29
簡易水道事業	0 / 20	0 / 0	0 / 20
工業用水道事業	0 / 4	0 / 0	0 / 4
交通事業	0 / 1	0 / 0	0 / 1
電気事業	0 / 1	0 / 0	0 / 1
港湾整備事業	0 / 0	0 / 0	0 / 0
病院事業	0 / 9	0 / 2	0 / 11
と畜場事業	0 / 0	0 / 0	0 / 0
宅地造成事業	0 / 8	0 / 0	0 / 8
下水道事業	0 / 58	0 / 0	0 / 58
観光施設事業	0 / 2	0 / 0	0 / 2
合計	0 / 129	0 / 5	0 / 134

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数です。

(参考) 資金不足比率の経営健全化基準

20%

※経営健全化基準が20%以上となった場合は、経営健全化計画の策定・報告等が必要

Ⅲ 令和2年7月豪雨被災市町村の状況について (特定地方公共団体※のみ)

1. 普通会計

- 特定地方公共団体22団体の決算規模は、歳入総額が3,498億円、歳出総額が3,294億円で、歳入、歳出ともに前年度と比べて増加しました。

各種財政指標の状況は、以下のとおりです。

実質公債費比率 (早期健全化基準:25%)	前年度から0.3ポイント増加し、8.2%となりました。災害復旧事業の地方債発行に係る元利償還は今後本格化する見込みですが、災害復旧事業に係る地方債は元利償還に対する交付税措置率が高いことから、実質負担が抑えられ、今後も大きな影響は生じないと考えられます。
将来負担比率 (早期健全化基準:350%)	将来負担比率が生じた団体は、前年度から1団体減少し、6団体となりました。また、6団体のうち、前年度から比率が減少した団体は5団体で、主な減少要因は、地方債現在高の減や基金への積立てにより充当可能基金が増加したためです。

- 令和5年度決算においても前年度同様、国の様々な財政支援によって、財政的に大きな影響は生じていませんが、今後進められる復興に向けた取組みについては、引き続き、丁寧に財政事情を把握していくこととしています。

【参考1】特定地方公共団体の決算収支

(単位:億円、%)

区分		令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
歳入総額	A	3,450	3,498	48	1.4
歳出総額	B	3,227	3,294	67	2.1
形式収支	C=A-B	223	204	▲19	▲8.4
翌年度繰越財源	D	44	37	▲7	▲15.7
実質収支	C-D	178	167	▲12	▲6.6

【参考2】特定地方公共団体の財政指標及び積立金

(単位:億円、%)

区分		令和4年度	令和5年度	増減	増減率
経常収支比率		86.9	88.1	1.1	-
実質公債費比率		7.9	8.2	0.3	-
積立金現在高		1,199	1,303	104	8.7
財政調整基金		481	509	29	5.9
減債基金		258	289	31	12.0
その他特定目的基金		460	504	44	9.7

※ 特定地方公共団体：公共土木施設、公立学校、公営住宅など（社会教育施設を含まない）公共施設の災害復旧事業に係る当該市町村の負担額が標準税収入の5/100を超える団体

（八代市、人吉市、水俣市、山鹿市、天草市、南関町、和水町、南小国町、小国町、産山村、山都町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町が該当（22団体））

2. 公営企業会計

- 特定地方公共団体22団体の公営企業の事業数は、令和5年度(2023年度)で76事業(前年度比2事業減)であり、収支額は996億円で、前年度と比べて減少しました。

収支額の主な減少要因は、病院事業における、新型コロナウイルス感染症関連補助金の減少による大幅減益によるものです。

- 事業区分別に見ると、法適用事業では、総収入が331億円、総費用が326億円で、前年度と比べて総収入は減少、総費用は増加しました。

総収入の主な減少要因は、病院事業における、新型コロナウイルス感染症関連補助金の減少によるものであり、総費用の主な増加要因は、地方公営企業法の適用による下水道事業の増加によるものです。

法非適用事業では、総収入が27億円、総費用が17億円で、前年度と比べて総収入、総費用ともに減少しました。

総収入及び総費用の主な減少要因は、地方公営企業法の適用による下水道事業の減少によるものです。

- 令和5年度決算においても、経営に大きな影響は生じていませんが、引き続き、丁寧に財政事情を把握していくこととしています。

【参考3】 特定地方公共団体の経営状況

(単位：百万円)

区分		収支額		黒字				赤字			
		R4	R5	R4		R5		R4		R5	
		金額	金額	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数
法適用	上水道	435	559	449	9	570	10	14	3	11	2
	簡水	1	16	1	1	16	2	0	0	0	0
	病院	2,409	▲ 1,203	2,409	5	142	2	0	0	1,346	3
	下水道	444	1,070	581	11	1,071	17	137	2	1	1
小計		3,289	441	3,440	26	1,800	31	151	5	1,358	6
法非適用	簡水	92	251	92	12	251	11	0	0	0	0
	下水道	104	192	104	29	192	24	0	0	0	0
	その他	36	112	36	6	112	4	0	0	0	0
小計		232	555	232	47	555	39	0	0	0	0
合計		3,520	996	3,672	73	2,355	70	151	5	1,358	6

【参考4】 特定地方公共団体の決算状況

(単位：億円、%)

区分		令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
法適用事業	総収入	348	331	▲17	▲4.8
	総費用	315	326	12	3.7
法非適用事業	総収入	35	27	▲8	▲23.5
	総費用	23	17	▲6	▲25.6

IV 用語の説明

1. 普通会計

【形式収支】

歳入から歳出を差し引いた額である。

【実質収支】

歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額で、形式収支に発生主義的要素を加味した実質的な収支である。

【単年度収支】

当該年度の実質収支から前年度の実質収支額を差し引いた額をいう。実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、この単年度収支は当該年度のみの収支である。

【実質単年度収支】

実質収支が前年度以前からの収支の累積であるのに対し、その影響を控除したものが単年度収支であり、単年度収支に、実質的な黒字要素（積立金及び繰上償還金）を加え、実質的な赤字要素（基金の取崩額）を差し引いたものが実質単年度収支である。

【経常収支比率】

人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源等がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源等があり、財政構造が弾力性に富んでいることになる。

$$\frac{\text{経常経費充当の一般財源等額}}{\text{経常一般財源等総額}} \times 100\%$$

※ 分母の「経常一般財源等総額」には、臨時財政対策債発行額等を加算して算出する。

【財政力指数】

普通交付税算定の際に用いる基準財政需要額（地方公共団体が合理的かつ妥当な水準において行政を行った場合に必要とする一般財源）に対して基準財政収入額（標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等）がどれだけあるのかを示すもの。当該数値が大きいくほど財源に余裕があるとされ、独自施策の実施が可能となる。

$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

2. 公営企業会計

【法適用企業】

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を企業会計方式で行っているもの。

【法非適用企業】

地方財政法施行令第46条に掲げる事業、有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業のうち、地方公営企業法を適用していない事業であり、経理事務を官庁会計方式で行っているもの。

【純損益】

法適用企業において、総収益から総費用を差し引いた額をいう。

なお、純損益の数値がプラスであれば「純利益」、マイナスであれば「純損失」と呼び、地方公営企業決算では、それぞれを黒字、赤字と呼んでいる。

※ 法適用企業のみ概念。法非適用企業については実質収支参照。

【実質収支】

法非適用企業において、歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰越すべき財源を除いたものをいい、実質収支がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字と呼んでいる。

【累積欠損金】

法適用企業において、営業活動によって損失（赤字）を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金等によってもなお補填ができなかった各事業年度の損失（赤字）額が累積したものという。

【不良債務】

実質的な資金ベースでの赤字額。企業の経営状況を資金面からみた場合に、資金不足のために一時借入金に依存しなければならない状況を表している。具体的には、流動負債が流動資産を上回る場合の当該超過額をいう。

$$\text{不良債務} = \text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})$$

※ 流動負債 支払期限が1年以内に到来する負債。

※ 流動資産 現金及び短期間（1年）のうちに回収・現金化される資産。

【資本不足】

貸借対照表において負債が資産を上回る状態のこと。

$$\text{資本不足} = \text{資産合計} - \text{負債合計}$$

【他会計繰入金】

一般会計等からの「繰入金」、「出資金」、「補助金」、「借入金」の合計額である。公営企業の経費の中には、水道事業における消火栓の設置費及び維持管理費等、本来一般会計が負担すべき経費や一般会計が負担することが適当な経費がある。

3. 健全化判断比率

【**実質赤字比率**】：財政規模に占める赤字額の割合

福祉、教育、まちづくり等の実施に伴う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

$$\left[\left(\text{一般会計等の実質赤字額} \div \text{標準財政規模} \right) \times 100\% \right]$$

・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。

・財政再生基準 ※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：財政規模に応じて 11.25～15% ※2 財政再生基準：20%

【**連結実質赤字比率**】：財政規模に占める公営企業を含む赤字額の割合

すべての会計の赤字と黒字を合算し、その赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。

$$\left[\left(\text{連結実質赤字額} \div \text{標準財政規模} \right) \times 100\% \right]$$

・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。

・財政再生基準 ※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：財政規模に応じて 16.25～20% ※2 財政再生基準：30%

【**実質公債費比率**】：財政規模に占める地方債等の過去3年間の実質的な償還額の割合

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、財政負担の程度を示すもの。（過去3年間の平均値）

（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－

$$\frac{\left(\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \right)}{\text{標準財政規模} - \left(\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \right)} \times 100\%$$

・平成18年度に地方債の発行手続きが許可制度から協議制度に移行した際、従来用いられてきた「起債制限比率」を厳格化・透明化の観点から見直し、新たに導入された。

・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。

・財政再生基準※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：25% ※2 財政再生基準：35%

・なお、この指標が18%以上の団体は、地方債の発行について許可を要する。

【将来負担比率】：財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債の割合

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100\%$$

- ・ 早期健全化基準（350%）以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・ 将来負担比率には財政再生基準は設けられていない。

4. 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上の団体は経営健全化計画の策定を義務づけられる。

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100\%$$

(1) 資金の不足額

資金の不足額（法適用企業）＝〔流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産〕－解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝〔歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額〕－解消可能資金不足額

※ 事業の性質上、事業開始後一定期間、構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から一定額（①＋②）を控除する（解消可能資金不足額）。

〔解消可能資金不足額の算定方法〕

①次のいずれかの方式で算定した額

- ・ 累積償還・償却差額算定方式
- ・ 減価償却前経常利益による負債解消可能額算定方式
- ・ 個別計画策定算定方式及び基礎控除額算定方式

②資金不足額にカウントされている特定の地方債の現在高のうち退職手当債等の現在高

※ 事業として土地の販売を行う企業について、販売を目的として所有する土地の売却による収入見込額に係る特例を設ける（売出を開始した土地の売却による収入の見込額のみを黒字要素として算入する）。

(2) 事業の規模

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額を用いる。